

浜松市コミュニティ担当職員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民自治の充実や市民協働の推進を図り、住みよい地域づくりを進めるため、各区に設置するコミュニティ担当職員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 コミュニティ担当職員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 市民協働、コミュニティづくりについての啓発
- (2) 地域活動やコミュニティづくりの相談・アドバイス
- (3) 地域コミュニティ組織の設立・活動に係る支援
- (4) その他住民自治及び地域コミュニティ活動の促進に関すること

(担当する職員)

第3条 コミュニティ担当職員は、区長が指名し、市長が任命する。

(名刺への記載)

第4条 前条に掲げる職員は、別記1のとおり、名刺に「コミュニティ担当」と明記する。

(エリアマネージャーの配置)

第5条 コミュニティ担当職員の総括及び連携を図るため、エリアマネージャーを置くことができる。

2 エリアマネージャーは、区長が区のコミュニティ担当職員の中から指名し、市長が任命する。

(アドバイザーの配置)

第6条 コミュニティ担当職員を補助し、助言を行うためのアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、区長が指名し、市長が任命する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記1（第4条関係）



浜松市
区役所

〒430-8501 静岡県浜松市東区

浜松 太郎

Tel: 053-451-1111 Fax: 053-451-1111

E-mail: city@city.matsuyama.lg.jp